

Q4：いじめや不登校に対する校内の指導体制は、どのようにすればよいのでしょうか。

A： いじめや不登校は、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものだという基本的認識に立ち、校内指導体制を整え、組織的に取り組み、早期発見・早期対応に努めることが大切です。いじめや不登校に対する組織的指導体制の整備については、次のようなことが大切です。

組織的対応の手順の確認

(1) 校内に「いじめ対策委員会」「不登校対策委員会」を組織し、予防的活動と解決への組織的な対応の手順を確認する。(1)

報告・連絡・相談の体制

(2) 担任教師、養護教諭等が児童生徒の気になる情報や様子(サイン)をキャッチしたとき、速やかに児童指導主任・生徒指導主事に報告・連絡・相談できる体制づくりをする。(1)

役割分担の明確化

(3) いじめ問題や不登校問題が発生した時は、児童指導主任・生徒指導主事が校長・教頭に報告して対応を検討し、必要に応じて緊急対応会議を開催する。

そこでは、役割分担を明確にし、いじめられている児童生徒への対応、いじめている児童生徒への対応、他の児童生徒への対応、保護者への対応ができる指導体制を確認する。(1)

また、不登校児童生徒に対しては、不登校の継続理由を分析し、その進行状況を考慮して、教師のかかわり方を確認する。(2)

全職員での情報の共有

(4) 緊急の職員会議等で全教職員が情報を共有する。

例えば、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な対応の在り方などについて、職員会議等の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図ることが考えられる。

<参考資料>

- 1 リーフレット「いじめの予防と解決への組織的対応」
栃木県総合教育センター 平成12年
- 2 児童生徒指導の指針『心豊かな栃木の子どもを育てるために』
栃木県教育委員会 平成12年9月